記載例　①退職等の異動があり、普通徴収（個人納付）にする場合

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

年度	※市役所処理欄	
1．現年度 2．新年度 3．両年度	過 □ 収納影響無 □ 新 □ 未申告 □ □ 普通徴収 □ □ 他市課税 □ □ 処理済 □	□ リスト 特・普(遅)/強制入力 □ 同封（給報・所在地・切替） □ 控 / 返送済 □年特 □ 納入書 / 送付済 □ 月割 / 連絡済

草加市長　あて

令和 ××年 ○○月 △△日提出

給与支払者（特別徴収義務者）	所在地	〒 012-3456 ○○県××市△△１－２－３
	フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ
	氏名又は名称	株式会社○×商事
	個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 ←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載

特別徴収義務者指定番号		123456
宛名番号		1
担当者	所属	人事課人事労務係
	氏名	特徴　花子
	電話	○○○－○○○－○○○○ 内線（ 123 ）

給与所得者		
フリガナ	ソウカ イチロウ	
氏名	草加　一郎	
生年月日	昭和 50 年 1 月 1 日	
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
受給者番号	78910	
1月1日現在の住所	○○県××市△△３－２－１	
異動後の住所		

（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
140,000 円	6 月から 8 月まで 35,600 円	9 月から 5 月まで 104,400 円	×× 年 8 月 31 日	1（右から記号を記入） 1．退職 2．転勤 3．休職・長期欠勤 4．死亡 5．支払少額・不定期 6．合併・解散 7．その他 （事由・理由）	3（右から記号を記入） 1．特別徴収継続 2．一括徴収 3．普通徴収（本人納付）

８月末で退職した給与所得者の徴収方法を、９月分から普通徴収に変更する場合。
（ア）特別徴収税額（年税額）　140,000円（６月から翌年５月分）
（イ）徴収済額　35,600円（６月から８月分）
（ウ）未徴収税額　104,400円（９月から翌年５月分）
↑
普通徴収税額

３の理由欄を記載してください。

※１月以降の退職の場合は、原則一括徴収となります。
また、外国人の従業員が退職・帰国（出国）する場合、納め忘れがないよう、一括徴収等のご協力をお願いいたします。

１．特別徴収継続

新しい勤務先（特別徴収義務者）	特別徴収義務者指定番号
	所在地
	フリガナ
	氏名又は名称
	電話　内線（

新しい勤務先へは、月額 ＿＿＿＿＿ 円を

２．一括徴収の場合　※１月１日から４月30日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

理由		徴収予定月日	徴収予定額（上記（ウ）と同額）
	□（右から記号を記入） 1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2．異動が令和　年１月１日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月　日	円

左記の一括徴収した税額は □ 月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

３．普通徴収の場合

理由	
1（右から記号を記入）	1．異動が令和××年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2．令和　年５月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3．死亡による退職であるため

退職者情報欄	退職した年の１月から退職時までの給与支払額	控除社会保険料額	退職手当等の支払額（支払予定額）	勤続年数
	1,200,000円	60,000円	1,000,000円	5 年

退職の場合、退職者情報欄の記入にご協力ください。

※外国人の従業員が退職・帰国（出国）する場合、市民税・県民税・森林環境税の納め忘れがないよう、一括徴収等のご協力をお願いいたします。
総務省案内：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/individual-inhabitant-tax.html

【提出先】〒340－8550　埼玉県草加市高砂１丁目１番１号　草加市役所 総務部 市民税課

注意事項

３　２１

「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。

転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で太枠の事項を記載し、新勤務先に送付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、令和８年度住民税の特別徴収の指定を受けている市区町村と翌年度の給与支払報告書を提出した市区町村が異なるときは、両方の市区町村に提出してください。

異動届出書の提出先は給与所得者の令和８年１月１日現在の住所地の市区町村です。ただし、令和８年度住民税の特別徴収の指定を受けている市区町村と翌年度の給与支払報告書を提出した市区町村が異なるときは、両方の市区町村に提出してください。